



長野県報

6月3日(月)
令和元年
(2019年)
第9号

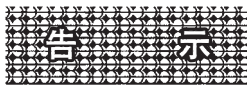
目次

告示

- 解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 1
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 1
- 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく指定を受けた者からの代表者の氏名の変更の届出（警務課）…………… 1

公告

- 保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 2
- 参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催（選挙管理委員会）…………… 3



長野県告示第66号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年6月3日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
松本市大字入山辺字御鷹山8965（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年6月3日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

- 路線名 借宿小諸線
- 供用を開始する区間

- 小諸市大字御影新田字向原1629番の4地先から
- 小諸市大字御影新田字向原1584番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年6月3日

道路管理課

長野県公安委員会告示第7号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

令和元年6月3日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

- 指定を受けた者の名称
特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター
- 変更事項
変更後 理事長 酒井宏幸
変更前 理事長 山田千代子
- 変更年月日
令和元年6月5日

警務課